

1. 見えにくくなった農林漁業で働く女性、依然として見えない自営業の女性

第4次計画において、農山漁村の女性問題は「地域・農山漁村、環境」の分野に入れられた。第3次計画では農山漁村は第6分野の「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」として独立した分野に入れられていたが、第4次計画では、地域社会や環境と関連する分野に入ることとなった。

「第2部 政策編」の「I あらゆる分野における女性の活躍」の、3の「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」で、雇用女性に焦点が当てられたが、農林漁業に従事する女性は、4の「地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」に入れられ、見えにくくなった。

(1) 自営業の女性との共通点

農林漁業に従事する女性の問題は自営業に従事する女性と共通の問題を持っているが、振り返ってみれば、自営業における女性は、雇用労働に従事する女性に比べて可視化が遅れているのではないだろうか。農林漁業や自営業など、家族経営では、労働条件が整備されていないのが一般的で、男性中心に営まれているため、女性は被雇用者に比べて不利な立場に置かれている。

それゆえ、p30、3の「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の

4の「多様な生き方、働き方を可能にするための支援」の項

ウの「自営業等における就業環境の整備」

「商工業等の自営業や農林漁業における家族従事者の実態を踏まえ」など、農林漁業も視野に入れてはどうか。また、農林漁業者で推進されている「家族経営協定」の取組を商工業等の自営業に取り入れることを発案してはどうか。

(2) 男性仕様の働く現場

また、農林漁業では、建築業などの工業分野の女性と同様に、機械の男性仕様や、働く現場の環境整備（たとえばトイレ問題）の遅れが問題である。

それゆえ、p27、3の「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の

3 「ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正」の「(2) 具体的な取組」の

⑨「建設業、造船業、運輸業、漁業や林業等、女性の参画が進んでいない業種での女性の就業及び定着を促進するとともに、この業種に限らず、中小企業も含めて、女性仕様の機械の開発・導入、女性用更衣室やトイレの設置など、働きやすい職場環境の整備等を支援する」としてはどうか。

2. 地方都市に住む女性と農山漁村の女性の地域社会参画問題は必ずしも一致しない。

「4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」では、農山漁村の女性は3・4項で特記されている。しかし、1項の地域活動、2項の地方創生の項でも農山漁村の女性の占める割合は大きいので、これらの項にも農山漁村の女性を入れたほうがよいのではないか。

3. 農山漁村の女性に関する全般的な考え方

「4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」全文についてのコメントは、この文の以下に記した。

1. 農業が強調されていて、林業、漁業への言及が不足。

特に林業では、法律（森林・林業基本法：2001年改正）においても女性の項がないなど、政策が遅れている。

2. 女性の参画を促す手段として協調されている家族経営協定については、上記で示したように、家業として営まれている商店、零細規模経営等の農業以外の業種との連携協力が必要。

3. 農山漁村の組織における女性の参画について農業委員や農協が強調されているが、農林漁業に関係する様々な組合（農協、漁協、森林組合の他に、土地改良組合、水利組合、生産組合など）への参画はもっと難しい。

4. 農林水産業は家業として営まれており、「家意識」が残存している。一方、家業から法人化した場合、女性が経営から排除される場合が多い（法人代表者がひとりのため）ことから、法人化する場合は、複数代表権のある組合法人が望ましい。

5. 女性の活動に期待されると、過剰労働になりやすいため、配慮が必要。

6. 女性が活躍しやすくするためには、慣習などの社会制度の問題だけでなく、物理的な問題もある。このことについては、建設業などで働く女性と同様に、職場の環境改善が重要であり、女性仕様の機械・道具（ユニバーサルデザイン）の開発や女性用の更衣室、トイレなどの設置が求められる。

4 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

<目標>

今後多くの地域において急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実と直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女とも、希望に応じて、安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現が不可欠であり、地域における男女共同参画の実現が望まれる。

下線部を「出産、子育て」に；「結婚・出産・子育て」をセットにされるとつらい女性もいるのではないか。

これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、多様な地域活動は専業主婦を中心とした女性の力によって支えられてきた。しかしながら、自治会・町内会やPTA等、地域団体における会長などの役職については、もう一方の支え手である職を退いた男性がその多くを占めている。若い世代の男性など多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の育成・参画を推進し、地域活動における男女共同参画を推進する。

下線部について；農山漁村では「防災・防犯活動」は主として男性に支えられてきたため、女性の参画が望ましいし、農林漁業をはじめ地域で自営業に従事する女性は専業主婦ではないので、この文はおかしい。

また、地域資源を活用した付加価値の高い商品・サービスの開発などによる地域活性化が求められる中、多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込むことが不可欠である。さらに、地方から都市部への人口流出は、特に若年女性に顕著であるが、魅力的な仕事の間など女性の活躍の場が創出されることで、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住することにつながっていく。この好循環を地域で創り出していく必要がある。このため、地域ぐるみで女性の活躍を推進していく体制整備等により、地域活性化に向けた地域における女性の活躍を推進する。

地域社会の一様態である農山漁村においては、基幹的農業従事者の約4割を女性が占めているものの、女性の農林漁業従事者は減少しており、女性の参画は喫緊の問題である。6次産業化の進展に伴い女性の役割の重要性がますます高まっているが、農業経営や地域社会における女性の参画状況は未だ十分ではない。農業委員や農林漁業関連団体の役員等への女性登用の一層の拡大を始めとした農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及や有効な活用を含め、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進する。

赤字部分について；地方から都市への女性の移動は農林漁業における女性従事者の減少につながっており、農林漁業の後継者不足、高齢化問題とも関係しているため、そうした認識を書き込むべきである。

併せて、女性が働きやすい作業環境の整備や就農支援、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減など農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスや、固定的性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革に向けた取組を推進する。

<施策の基本的方向と具体的な取組>

1 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 施策の基本的方向

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することのないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進する。また、PTA、自治会・町内会など、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活

動に、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。

(2) 具体的な取組

ア 地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

① P T A、自治会・町内会など、地域に根差した組織・団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。

② 地域の活性化（観光、文化の伝承等を含む）やまちづくり・**むらづくり**に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。

イ 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

① P T A、自治会・町内会などを、平日昼間だけでなく、夜間、休日等を実施するなど、多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示する。

② 働いている男女も地域活動に参加できるように、年次有給休暇取得促進の気運の醸成、長時間労働の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

③ 地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。

④ 男女共同参画の視点に立った地域の活性化やまちづくり・**むらづくり**を推進する。

2 地方創生における女性の活躍推進

(省略)

3 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、地方公共団体、農林漁業団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を一層促進する仕組みづくりを働きかける。

また、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上に向けた取組を推進する。

(2) 具体的な取組

ア 農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

① 農業委員会、**農林漁業関連団体**等の委員・役員など、政策・方針決定過程に参画する女性の割合30%に向けて、各都道府県・市町村・関係団体に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の登用「ゼロ」からの脱却、複数名の女性の登用、具体的な目標の設定等の取組を行うよう働きかける。

その際は、次の点に留意する。

赤字部分について；農・漁業協同組合、森林組合としてもよい。

・ 農業委員、農業協同組合の役員等に占める女性割合を増加させるため、国会で審議中の農協改革関連法案【P. 第189 国会に提出。可決・成立した場合】において、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮する規定を置くなど女性の参画拡大に向けた取組を進め、委員・役員等の選出が男女共同参画の視点から行われるよう働きかける。

・ 女性活躍推進法【P. 第189 国会に提出。可決・成立した場合】の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。

② 「人・農地プラン」を策定する際の集落・地域における話し合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務付けるとともに、その割合を「30%」以上とすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進する。

③ 農山漁村における女性リーダーを育成するための研修などを充実させるとともに、**林業女性リーダーの**

認定制度の創設、育成を図る。同時に、農山漁村を担ってゆく若い女性リーダーの発掘・育成を図る。また、これら女性リーダー層の活躍推進に向けた全国・地域における多様なネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供などのサポートの継続を推進するとともに充実を図る。

赤字部分について；女性農業士、認定農業者、指導漁業士などと異なり、林業女性のリーダー育成が遅れている。また、若い女性リーダーの育成は急務である。

- ④ 「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）に掲げられた女性活躍に関する取組及び農業委員や農林漁業関連団体等における女性の登用状況について、定期的にフォローアップを実施する。
- ⑤ 各都道府県のみならず、市町村等各地域レベルにおいて農山漁村における女性の参画計画の作成・目標の策定を推進するとともに、策定された目標の達成に向け、積極的な取組を行う。

赤字部分について；市町村レベルで策定されているところは多くない。

イ 農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上

- ① 経営方針や役割分担、就業環境等について定める家族経営協定の締結数の拡大、継続的な有効活用の促進を図るとともに、夫婦共同での各種制度への申請等を推進する。また、都道府県、市町村における普及体制の強化や、締結後のフォローアップを目的とした協定農林漁家間の情報交換等を促進する。
- ② 農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等の実施支援、情報提供及び女性同士のグループ作り、ネットワーク化等を推進し、民間企業等とも連携した新たなチャレンジによる経営の発展に向けた取組を促進する。

「実施支援」について；まだ、技術獲得への支援は不足している。

「グループ作り」について；ネットワークだけでは孤立化して活動できない。

- ③ 施業意欲を高め、地域全体での林業を活性化するため、女性の林業経営への参画および様々な林業関連産業における女性の参画促進に向けた研修や情報提供等を実施する。

赤字部分；個別林家だけでなく、製材会社など林業関連産業における女性の参画が必要である。

- ④ 漁家経営の改善を図るため、漁業及び水産業における女性の参画を推進するとともに、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。
- ⑤ 酪農及び肉用牛経営はもとより、畜産経営において重要な役割を占めている女性の、経営や地域社会への参画を促進するため、ヘルパー制度の充実、機会の提供等、女性が能力向上のための研修に参加しやすい環境づくりを促進する。
- ⑥ 女性農林漁業経営者の経営発展や女性農林漁業者による適切な経営継承を図るため、女性の経営参画や社会参画、及び農地・施設、山林、漁船等の固定生産資産の取得促進に向けた普及・啓発を推進する。
- ⑦ 女性の行う農林水産業に関連する経営や起業等の支援のための経営体向けの補助事業や融資について、女性農林漁業者による活用を促進する。
- ⑧ 農山漁村の中核を担う農林水産業経営における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。特に情報が欠如している林業での男女別のデータの整備に努める。

4 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

(1) 施策の基本的方向

女性が過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備や就業支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減など農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進する。

赤字部分について；農業だけではないため。

また、農山漁村における固定的性別役割分担意識とこうした意識に基づく行動の変革を促進する。

(2) 具体的な取組

ア 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備

- ① 女性農業者の知恵と民間企業の技術などを結びつけ、新商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」等の活動を拡大する。
- ② 農林漁業経営において、家族経営協定の締結の促進に加え、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、**法人経営における女性の経営参画を推進する**。女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体への認定や表彰等を通じ、子育て期の女性でも働きやすい環境づくりを推進する。

赤字部分について；法人経営になると女性は経営から見えなくなってしまうため。

- ③ 農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、女性や高齢者を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保を推進する。
- ④ 農林水産業への就業希望者に対する情報提供、相談活動等を行うとともに、就業意欲の喚起や就業後の定着等を図るための支援等を実施する。特に、これまで女性の参画が少なかった林業などの分野においては、従事する女性のネットワーク化等を通じ、女性従事者の参画と定着を促進する。
- ⑤ 農林水産業において「アシストスーツ」等のロボットやITツールの活用を推進し、重労働や単純作業の軽減を図り、**年齢・性別等、身体的な差異**に関わりなく様々な作業が実施できるようにするとともに、農業技術の共有・継承を行いやすくする。
- ⑥ 農林水産業やその関連事業における事故について男女別データの蓄積を含む実態の把握及び事故防止対策の強化を推進する。農林水産業及び加工用機械・施設等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関して、安全性を高め女性が利用・活躍しやすい対策を推進し、安全確保に向けた研修等を充実する。
- ⑦ 経営の多角化・複合化や6次産業化が進展する中で、生産と育児・介護等との両立やライフスタイルの確立を支援するため、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定の締結、子育てネットワーク活動や育児・介護にあたる女性の支援、農山漁村における男性の家事・育児・介護等へ**理解と参画**を推進する。

赤字部分について；理解だけでは足りないため。

- ⑧ 農業者年金の仕組み等について周知・啓発を図るなど、女性農業者や若い農業者の加入を促進する。

イ 農山漁村における意識と行動の変革

- ① 女性の役割を適正に評価し、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自分自身で設計・実現していくことができるよう、啓発活動、情報提供、研修の充実を図る。
- ② 「農山漁村女性の日」の活動等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。

5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

(1) 施策の基本的方向

持続可能な社会の実現に向けて、環境保全等に関する女性の高い関心、豊かな知識や**実践的な経験**等をより広く生かす観点から、環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、環境問題への取組に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかける。

赤字部分について；女性が実戦的経験を積んでいることを強調したほうがよいため。

(2) 具体的な取組

ア 環境に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 環境政策に関する各種会議等の構成員について、女性の参画拡大を図る。
- ② 環境分野における女性の専門的人材を育成する。
- ③ 上記取組のほか、「5 科学技術・学術における男女共同参画の推進」に掲げられた 関連施策を進め、総合的な女性研究者の支援を推進する。

イ 環境問題への取組への男女共同参画の視点の導入

- ① 環境政策に関する各種計画等の作成に当たっては、男女共同参画の視点を反映する。
- ② 環境問題が身体に与える影響は男女で違いが生じ得ることから、男女の置かれた状況を客観的に把握するため、男女別データの把握に努める。
- ③ 環境分野における新たな活躍機会の創出により、女性の活躍を推進するとともに、女性によるグリーン・イノベーションの促進を支援する。
- ④ 男女間の平等や女性のエンパワーメントを含む持続可能な開発の観点に立った環境教育を実施する。
- ⑤ 男女共同参画の視点を踏まえ、行政、大学、企業、NGO・NPO 等多様な主体による環境保全活動等の推進やネットワークの構築を支援する。